

運転中の携帯電話使用等の「ながら運転」 厳罰化

道路交通法の一部改正に伴い、運転中の携帯電話等の使用及び画像表示装置の注視を禁止した「道路交通法第71条第5号の5」の罰則等が次のように引き上げられます。

1 施行日

令和元年12月1日

2 改正内容

(1) 運転中に携帯電話などを使用した場合（道路交通法第118条）

	改正前		改正後
罰則	5万円以下の罰金	厳罰化	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金
違反点	1点		3点
反則金	大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 6,000円 原付 5,000円		大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円

(2) 携帯電話の使用などにより「交通の危険」を生じさせた場合
(道路交通法第117条の4)

	改正前		改正後
罰則	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金	厳罰化	1年以下の懲役 又は30万円以下の罰金
違反点	2点		6点（免許停止）
反則金	大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円		即罰則適用 (反則金の適用無し)

(3) 免許の効力の仮停止対象行為に追加（道路交通法第103条の2）

携帯電話使用等の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死傷させた場合は、免許の効力の仮停止の対象となりました。